

Zoomセミナー

～ハラスメント対策は大丈夫ですか？～

『パワーハラ対策セミナー』

令和4年4月1日から中小企業にも
パワーハラ法が義務化されます

こんな企業様に
おすすめ

- 何からハラスメント対策をすれば良いのかわからない
- 就業規則にハラスメント規定はあるが、他は何もしていない
- 相談窓口（担当者）があるので対策はできていると思っている

内容

- なぜパワーハラスメント対策が急務なのか
- 厚労省10指針の解説と今後の対応について

日時

令和3年9月3日（金）14:00～15:30
（開始15分前から入室できます。）

会場

Zoom

定員

30名
（先着順締切）



【講師プロフィール】

栖原 圭子
社会保険労務士
ハラスメント防止コンサルタント
アンガーマネジメントファシリテーター
アンガーマネジメント叱り方トレーナー
産業カウンセラー有資格者
平成15年飯田橋事務所入所
ハラスメントを専門分野としている。

参加費

無料



社会保険労務士法人
飯田橋事務所

〒102-0072
東京都千代田区飯田橋3-2-2 飯田橋3丁目ビル5階
TEL : 03-5213-9123
HP : <https://www.sr-suzuki.jp/>